

森林環境保全整備事業における鳥獣害防止施設等整備の標準単価の設定について（林野庁長官宛て）

低減できたと認められる事業費に対する国庫補助金相当額(支出) 11億7335万円

1 補助事業の概要

(1) 森林環境保全整備事業の概要

林野庁は、森林環境保全整備事業実施要綱等に基づき、自然環境の保全等の森林の有する多面的機能の維持、増進を図り、森林環境の保全に資することを目的として、市町村、森林組合等が事業主体となって実施する森林環境保全整備事業（以下「整備事業」という。）に対して都道府県が補助する場合等に、その費用の一部として、都道府県に森林環境保全整備事業費補助金を交付している。

森林環境保全整備事業実施要領等（以下「要領等」という。）によれば、整備事業においては、鹿等の鳥獣による森林被害の防止、鳥獣の移動の制御等を図るために、防護柵、幼齢木保護具等の鳥獣害防止施設等の整備（以下「鳥獣害防止施設等整備」という。）を、造林、間伐等の施業と一体的に行うことができることとされている。

また、整備事業に係る補助金額は、市町村が請負により事業を実施する場合を除いて、都道府県が定めた標準単価に事業量等を乗ずるなどして算定した事業費を補助の対象とし、所定の補助率を乗ずるなどして算定することとされている。

(2) 鳥獣害防止施設等整備における標準単価

「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」によれば、整備事業における標準単価は、事業に直接必要となる資材費及び労務費の直接費に、これに一定の割合を乗じて算定する共通仮設費を加えたものとされている。また、標準単価における資材費及び労務費の算定は、次のとおりとされている。

ア 資材費は、原則として算定時の最新の市場価格とし、物価資料や資材の製造会社等（以下「製造会社」という。）の見積価格等を参考に定める。

イ 労務費のうち労務賃金単価は、原則として「公共工事設計労務単価」（農林水産省及び国土交通省決定）を用いる。また、林野庁が、1m等の単位当たりの作業に必要な作業員数（以下「作業歩掛かり」という。）を提示している場合はこれを用いるが、林野庁が作業歩掛かりを提示していない場合は都道府県が適宜の方法により把握したものをを用いる。

そして、林野庁は、鳥獣害防止施設等整備に係る資材費については、鳥獣被害の状況、鳥獣の生態や気象条件等に応じて求められる性能等が地域ごとで異なることから都道府県が定めることにしており、また、労務費の作業歩掛かりについては、林野庁が労務費の作業歩掛かりを提示していないことから、都道府県が適宜の方法により把握した作業歩掛かりを用いることにしている。

さらに、標準単価は、事業主体が低コスト化を図りつつ事業を適切に実施する上で重要な要素であることから、都道府県は、標準単価の設定に用いる作業歩掛かりについて、上記の鳥獣害防止施設等整備のように林野庁が提示していない場合には、実態と^{（注）}かい離しないよう適時適切に見直すことなどとなっている。

2 本院の検査結果

^{（注）}
17道府県管内の44市町村及び198森林組合等の計242事業主体が、平成25、26両年度に実施した鳥獣害防止施設等整備（事業費計137億9020万余円、国庫補助金相当額計41億4081万余円）を対象として検査

したところ、次のような事態が見受けられた。

(注) 17道府県 北海道、京都府、群馬、神奈川、福井、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、鳥取、島根、徳島、愛媛、熊本、宮崎、鹿児島各県

17道府県は、毎年度、鳥獣害防止施設等整備に係る標準単価を見直しており、その設定状況についてみると、一定の資材の使用や作業歩掛かりを想定した上で、資材費については製造会社の見積価格等を参考にして定め、一方、労務費については、林野庁が作業歩掛かりを提示していないことから、落石防止網を設置する作業歩掛かりや製造会社から徴した作業歩掛かりを参考にするなどして算定し、これらに共通仮設費を加えて標準単価を設定していた。

そこで、これらの17道府県が設定した標準単価を構成する資材費及び労務費と、前記の242事業主体が実施した鳥獣害防止施設等整備に係る実際の資材費及び労務費とを、森林組合等が資材を調達した際の納品書や労務費に係る森林所有者等への請求書等を確認するなどして比較したところ、大半の鳥獣害防止施設等整備において、次のように、実際の資材費や労務費が標準単価を構成する資材費や労務費を下回っており、実際の施工に要した事業費が補助の対象とした事業費を下回っていた。

ア 資材費については、実際に使用されている資材の仕様が想定していた仕様よりも簡易であったり、多くの資材を一括して購入しているため購入価格が安価になっていたりなどして、実際の資材費が標準単価を構成する資材費を下回っていた。

イ 労務費については、実際の作業が想定していた作業よりも簡易であったり、資材の軽量化等により作業効率が従前よりも改善されているにもかかわらず、従前の作業歩掛かりを使用したりするなどして、実際の労務費が標準単価を構成する労務費を下回っていた。

一方、前記の242事業主体における鳥獣害防止施設等整備の中には、実際の施工に要した事業費が補助の対象とした事業費を上回っていたものも見受けられたが、25、26両年度に17道府県において整備された鳥獣害防止施設等について、事業費全体の状況をみると、実際の施工に要した事業費は、計98億8174万余円となり、補助の対象とした前記の事業費137億9020万余円を39億0846万余円（施設等整備事業費に占める割合28.3%）下回っていた。

このように、17道府県の242事業主体が実施した鳥獣害防止施設等整備については、全体で実際の施工に要した事業費が補助の対象とした事業費を下回っており、実際の施工に要した事業費が補助の対象とした事業費を上回っているものを考慮しても、施工の実態を反映した標準単価を設定していれば、上記の39億0846万余円（国庫補助金相当額計11億7335万余円）が低減できたと認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

林野庁においては、鳥獣の増加を背景とした森林被害の増加により、森林の生物多様性や公益的機能への影響も懸念されていることから、造林、間伐等と一体的に実施する鳥獣害防止施設等整備を、今後も引き続き実施することとしている。

については、林野庁において、鳥獣害防止施設等整備について、都道府県が設定している標準単価が施工の実態を反映したものとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 要領等を改正して、資材費について、都道府県において実際に使用される資材の仕様や購入価格に係る調査を行うよう定めるとともに、労務費について、作業歩掛かりに係る実態調査を行い、その結果を踏まえて標準的な作業歩掛かりを提示すること

イ 都道府県に対して、アの要領等の改正内容を周知するとともに、標準単価の内容と施工の実態がかけ離れることのないよう、標準単価を適時適切に見直すよう周知徹底を図ること